

# 雇用調整助成金 (中小企業緊急雇用安定助成金)

景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

なお、平成20年12月より、中小企業向けに助成内容等を拡充した中小企業緊急雇用安定助成金が創設されました。

## 1. 主な支給要件

雇用調整助成金	中小企業緊急雇用安定助成金
売上高又は生産量の最近3ヶ月間の月平均値が、その直前3ヶ月間又は前年同期に比べ5%以上減少していること	①及び②の両方に該当すること  ①売上高又は生産量の最近3ヶ月間の月平均値が、その直前3ヶ月間又は前年同期に比べ減少していること ②前期決算等の経常利益が赤字であること(生産量等が5%以上減少している場合、②の要件は不要)

## 2. 支給内容

	雇用調整助成金	中小企業緊急雇用安定助成金
休業 教育訓練	・休業手当又は賃金相当額の2/3(厚生労働大臣の定める方法により算定) ・教育訓練を実施した場合は、訓練費として1日1人1,200円を加算	・休業手当又は賃金相当額の4/5(厚生労働大臣の定める方法により算定) ・教育訓練を実施した場合は、訓練費として1日1人6,000円を加算
出向	出向元事業主の負担額の2/3	出向元事業主の負担額の4/5

## 3. 対象労働者

- ①雇用保険被保険者(被保険者期間に関係なく対象となります)
- ②6ヶ月以上雇用されている雇用保険被保険者となっていない労働者(週所定労働時間20時間以上の場合に限る)

## 4. お問い合わせ

詳細については、東京労働局ホームページ(<http://www.roudoukyoku.go.jp/>)をご覧ください。ハローワーク飯田橋事業所第五部門(5階53番窓口、電話 03-3812-8609)にお問い合わせください。

※受給のためには休業等を実施する前にハローワークに計画届を提出する必要があります。  
 ※平成21年2月6日時点の内容です。今後、内容に変更がある場合があります。